

「少子化」まだ止められる! P100

特別  
定価 62

明治28年11月14日第3号  
第5943号毎月  
2005年3月5日  
ISSN

Weekly  
Toyo Keizai

# 週刊 東洋経済

www.toyokeizai.co.jp

20  
3/5  
増

『四季報』春号を先取り!

# 株春相場 全予測

P32

Z3-38  
(5943)

2005.3.5



\*1200500184455\*



110  
東洋経済  
創立110周年



キャッシュカードがスキミングによって偽造され、暗証番号も盗まれ、預金者の知らぬ間に預金が払い戻される事件が社会を震撼させている。

偽造キャッシュカードを利用して無権限者がATMから預金を引き出した場合、金融機関が占有している財産（紙幣）を窃取することとなるため、金融機関に対する窃盗罪が成立する。被害者は金融機関となるため、金融機関が被害届を出すこととなり、被害を被った預金者が被害者として取り扱われるわけではない。

金融機関にとってみれば、ATMではカードと暗証番号によって本人確認をする以外に方法がないことから、カードが挿入され正しい暗証番号が入力されれば本人確認を尽くしたこととなり、仮に無権限者に対する支払いをした場合でも、その支払いについて免責される。すなわち、刑法上は金融機関から金銭が盗まれたとされ、民事上も正当な取引がなされたものとして取り扱われてしまっているのが現状である。

## ICカードと生体認証

キャッシュカードの偽造は一定の技術の知識を有する者であれば可能であるため、まず何よりも、被害発

## 偽造キャッシュカード対策

# 銀行の予防策徹底と被害補償の法整備を

- 偽造カード被害を予防するため、ICカードと生体認証の早期導入が必要。
- クレジットカードと同様、預金者への被害補償の仕組みも考慮すべき。
- 本人認証の安全性向上、被害者の損失負担の上限設定などの法整備が必要。

### 要点

生の予防方法を再検討することである。被害発生予防策としては、本人確認技術が重要である。

本人確認技術を大別すると、①人間が所持する物品等（キャッシュカ

ードや社員証等）、②人間の記憶（暗証番号、ID、パスワード等）、③人間の生体情報（指紋・静脈・虹彩等の身体的特徴情報、筆跡等の行動的特徴情報）に基づく技術がある。

弁護士

## 六川浩明

ろくがわ・ひろあき ●1963年生まれ。一橋大学法学部卒、民間企業を経て弁護士登録（第一東京弁護士会）、米国ノースウエスタン大学大学院修了。現在、千葉大学法科大学院講師（企業法務講座）、アジアPKIフォーラム法制度委員会議長。情報セキュリティ・個人情報保護法について多数の企業内セミナーを担当。

現在のほとんどのキャッシュカードにおける本人確認は①と②によって行われており、ATMに挿入されたカード情報が真正のカードと同一であり、かつ、暗証番号が同一であれば、銀行としてはATMにおける本人確認を尽くしたこととなり、カード規定もこれを前提として作成されている。しかし、金融機関の発行するキャッシュカードは、現代技術の進展により、①については磁気ストライプ型から偽変造のしにくいICカード型に切り替えることが可能になっており、③についても導入することが可能になっている。

とすれば2000年の消費者契約法、金融商品販売法、01年の電子消費者契約法等の消費者保護を趣旨とする一連の立法動向、および9・11同時テロ以降における世界のセキュリティ強化の傾向に鑑みれば、金融機関においては可能なかぎり、①ICカード、②暗証番号、③生体情報の三つを併せた本人確認方法を導入すべきである。

キャッシュカードが磁気ストライプ型の場合、カード情報が磁気ストライプの表面に掲載されているため、録音された音楽を別の磁気テープに簡単にダビングできるように、

## ■ 大手銀行の主な偽造カード対策

東京三菱銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「手のひら静脈認証」機能付きICカードを04年10月取り扱い開始</li> <li>・05年9月をメドにATM1日当たりの利用限度額の任意設定開始</li> <li>・一定の基準により被害額を補償</li> </ul>
三井住友銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・05年2月21日からICカードの取り扱い開始</li> <li>・05年度中に生体認証による本人確認方法導入へ</li> <li>・04年10月からキャッシュカード利用限度額変更サービス開始</li> </ul>
みずほ銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・05年3月7日から全面的にICカード化。一部、発行手数料無料</li> <li>・磁気ストライプでの引き出し限度額を1日50万円へ大幅引き下げ</li> <li>・05年度上期中にATM引き出し限度額の自由設定可能に</li> </ul>
UFJ銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICカードの発行手数料を無料化(05年3～6月の期間限定)</li> <li>・ICカード対応ATM台数を05年9月には全体の8割に</li> <li>・05年6月までにATM利用限度額変更サービス開始</li> </ul>

(出所) 各行のホームページを基に編集部が作成。2月16日時点

簡単にスキミングされてしまう。ところが、カード情報がICチップの半導体内に暗号化されて格納されると、許可条件がそろわないかぎりカード情報を読み取れなくなり、簡単にスキミングされることはない。暗証番号については、全国の各金融機関は、誕生日等の類推しやすい番号を避けるように呼びかけており、預金者に自衛を促している。

また、生体認証については、04年から東京三菱銀行のATMにおいて手の平の静脈による認証方法が導入されているが、05年からみずほ銀行

のATMで指の静脈による認証方法が導入されることが予定されている。血管分岐点の分岐角度や分岐点間の血管長は人によって異なるため、これを特徴データとしてICカードのチップ内に登録しておく。ATMに来訪した人間の静脈パターンを赤外線カメラで画像撮影し、ICカードに登録してある静脈パターンと照合する。そうして類似度を算出し、本人確認を行うものである。

ただ、ここでも課題がある。

第一に、生体情報は漏洩されて第三者にコピーされると、預金者は外科手術を受けて静脈配列等を変えないかぎり二度と当該生体情報を使用できなくなる。したがって、漏洩が起きないよう厳重な管理が必要となる。また、全国すべての金融機関がある特定の生体認証方法を採用すると、その情報を第三者にコピーされてしまった預金者は、預金をする方法が日本国内になくなってしまふので、別の生体認証方法に基づく本人確認を行う金融機関が存在することが適当である。

第二に、生体情報から健康状態や病気等の2次的個人情報取得されてしまう懸念もある。そこで、生体情報の登録場所としては、金融機関のサーバー等ではなく、預金者の所持するICカード内のICチップとするほうが、預金者、金融機関の双

方にとって適当であると思われる。

第三に、病気や事故などで両手を喪失した身障者に対する差別を生むのではないかと懸念があるが、この点については金融機関側が代替措置を講ずるべきであろう。

第四に、ATMの生体情報読み取り装置そのものにスキミング装置が仕掛けられると、簡単に生体情報がコピーされてしまう。金融機関側は、生体情報読み取り装置を厳重に管理することが必要である。とりわけ、金融機関の従業員がいない休日におけるATMの管理が重要になる。

このような生体認証技術の導入は、本人確認のセキュリティを高めるうえで大変好ましいものであるが、金融機関にとつてはその導入コストがかかる。そこで、その導入に関する法的インセンティブを金融機関に与えることができれば、導入の促進剤となるであろう。たとえば、生体認証技術のような安全性の高い本人確認を金融機関が実施したときは、正当な払い戻しであったことが事実上推定され、無権限払い戻しであったことについては預金者に立証させる仕組みである。

### 預金者の払戻請求訴訟

現状、ICキャッシュカードを導入したり、ATMにおいて生体認証システムをすでに導入、または導入

しようとしている国内の金融機関はまだ少数にすぎない。そこで、不幸にも被害が発生してしまった場合、被害者としては、①犯人を見つけ出して預金の返還請求または損害賠償請求を行う、②金融機関を相手取って預金払戻請求訴訟を提起する、③あらかじめ保険に加入し、給付を受ける、の三つの方法が考えられる。といっても①は現実的ではなく、②と③が実際の対応となる。

被害を受けた預金者が金融機関を相手とする訴訟を提起する場合、「銀行の無権限者への支払いは無効である。自分が預金者なのだから、自分に支払え」という預金払戻請求訴訟を提起することがある。

これに対し金融機関は、キャッシュカード規定が預金契約の内容となつてることから、キャッシュカード規定に記載されている「盗難・偽変造カードがATMで使用されたとしても、暗証番号が一致していれば、銀行は責任を負わない。ただし、それが偽造カードによるものであり、銀行においてカードの管理と暗証番号の管理について顧客に責任がないことが確認できた場合は、その限りではない」という趣旨の免責規定に基づき、①暗証番号が一致していたこと、②暗証番号が誕生日など類推されやすい番号であったことから暗証番号の管理がきちんとなされてい

なかったこと等を抗弁として主張していくこととなる。

預金者としては、暗証番号を誕生日などから類推されやすい番号にしていなかったことが少なくとも要求されるが、現実には預金者が記憶の喚起を容易にするために誕生日などにしておく場合が少なからず存在しているため、訴訟は預金者に有利に進行するわけではない。

そこで預金者としては、訴訟において、免責規定の無効を主張することが想定される。まず消費者契約法第8条第1項第1号、同法第10条違反を主張することが考えられるが、そこで要件とされる金融機関の過失を立証することは容易ではない。

しかし、最高裁1993年7月19日判決によれば、ATMによる支払いシステムが免責約款の効力を否定しなければならぬほど安全性を欠くものであれば、免責規定は無効になる可能性があることが示唆されている。

また最高裁03年4月8日判決は、「銀行が無過失であるというためには、払戻しの際に機械が正しく作動したことだけでなく、銀行において、

注意義務を尽くしていたことを要する」と判示していることに鑑みると、

ATMによる支払いシステム全体の設置管理についての安全性に着目して銀行の無過失を判断している。

金融機関が「可能な限度で無権限者による払戻しを排除し得るよう注意義務を尽くしていたこと」の判断については、さまざまな要素を加味して総合的に判断されることとなる。

たとえば、ATMネットワークシステムは市民社会のインフラとして必須のものであること。一定の技術的知識を有する者が東京・秋葉原に赴けば簡単にスキミング装置を作ることができ、多くの被害者が発生している社会的事情。暗証番号の設定の仕方についての注意喚起、ATMにおいて生体認証技術を導入することが技術的に可能となっている状況。さらには、1日当たりの預金払戻制限措置の設定、不審な高額の前金払い戻しが発生した場合における預金者への通知サービスの提供、ATMから預金を引き出せる時間帯を預金者自身が設定するサービスの提供の有無等の諸事情が勘案されるのではなからうか。

もちろんこれらのサービスの提供には、金融機関側にコストがかかるため、コスト負担を預金者に求め、あるいはキャッシュカードにクレジット

ットカード機能を付してコスト削減を図ることが考えられる。

## 被害補償の法整備を

クレジットカードが紛失盗難・偽造された場合、不法行為者はカード保有者になりすまして加盟店から商品等を購入等するが、クレジットカード会社は、カード保有者に帰責性がなにかぎりカード保有者に対しても財産の回復をする。クレジットカード会社は損害を被ることとなるが、もともとクレジットカード会社はカード盗難偽造に係る損害保険契約を締結しているため、保険会社から保険給付を受けることとなる。

クレジットカード会社は、保険にかかる費用を、消費者から受領する年間手数料に組み込んでいるわけである。

金融機関は通常、預金者から口座維持手数料をとっていないから、このような仕組みをとることにしているのはコストの問題がある。しかし、法制度上の障害はないはずであるから、クレジットカード業界と同様、キャッシュカードの盗難偽造の際における預金者に対する被害補償を行うことも考慮されるべきである。

今年1月25日、全国銀行協会は偽造キャッシュカード対策を発表した。その翌日の報道によれば、都市

銀行各行は全銀協の発表を踏まえ、ICカード化、引き出し上限額の制限などの対応策を発表し、よりセキュリティの程度が高いキャッシュカードに変更していく具体策を公表している。中には、補償についても検討する銀行もある。偽造対策や被害補償というサービスの提供の有無が、預金者が金融機関を選別する際の大きな要素となりつつある。

また、2月3日の衆院予算委員会では、偽造キャッシュカードによる預金引き出しについて「被害をどう救済するか、犯罪をどう予防するか真剣に検討したい」と述べ、被害者への補償を目的にした法整備を含めて検討する意向を示した。

法整備の内容としては、①ATMにおける一定のセキュリティレベルを充足する本人確認の実施、②それを金融機関が実施しているときは、正当な払い戻しであったことが事実上推定され、無権限払い戻しであったことについて預金者に立証させる仕組み、③被害補償（キャッシュカード不正使用による消費者の損失負担に上限を設けることを含む）、などが盛り込まれるべきであろう。すでに諸外国には、米国と豪州の50ドルの10%負担ルールなどが存在していることが参考になる。

な限度で無権限者による払戻しを排除し得るよう

あるいはキャッシュカードにクレジット

ットカード機能を付してコスト削減

銀行各行は全銀協の発表を踏まえ、